

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在の会社Cに雇用され、マンションの管理員として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、担当するマンション「D町」に自転車を 사용하여出勤する途上、前方から対向してきた男子学生の自転車と衝突しそうになったため、急いで自転車を降りた際に左膝を負傷した（以下「本件通勤災害」という。）としている。

請求人は、負傷当日、E病院に受診し「左膝関節内挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は本件傷病について、監督署長に通勤災害によるものであるとして療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給する旨の処分を行った。

請求人は、E病院での療養を継続しつつ、F病院及びG病院においても治療を受けていた。療養の結果、請求人は、E病院の診断により平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、治ゆ（症状固定）の認定に納得がいかないとして、監督署長に対して平成〇年〇月〇日受診分の療養給付の請求を行ったところ、監督署長は、治ゆ後の請求であり、再発とも認められないとして、これを支給しない旨の処分をし

た。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成〇年〇月〇日をもって治癒しているとして、その後の療養給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、請求人の本件通勤災害による症状は現在まで続いており、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）としたことには納得できず、症状固定とされた日以降も痛みの範囲が広がっているなどと主張している。

(1) 労災保険制度における「治癒」とは、決定書理由第2の1に説示する「判断の要件」のとおりであり、傷病の完治又は全治を意味するものではなく、急性症状が消退し慢性症状が持続しても医療効果を期待し得ない状態となった場合等をいうとされている。

治癒と判断した根拠について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「対症的に投薬及び日常生活指導、リハビリの方法の指導、ヒアルロン酸注射など再三にわたり繰り返してきたが、治療の効果がみられず、ヒアルロン酸注射の効果も一時的であり、俯瞰的に徐々に治療効果がみられることはなかった。今後関節症変化が悪化する可能性は否定できないが長期的な変化であり、

現時点において、手術等の積極的治療の適応は無いと判断したため、平成〇年〇月〇日『治ゆ』と判断した。」と述べている。さらに、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、治ゆ時と現在との症状の変化の有無について「大きな変化は認めていない。」と述べ、また、治療効果見込みについて「完治又は根本的な治療効果は期待できない。」と述べている。

(2) 決定書理由第2の2の(2)のアに説示する請求人の症状の推移等及び上記H医師の意見書に鑑みると、上記の労災保険制度における「治ゆ」の考え方に合致するものであり、当審査会としても、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）し、請求人の症状が治ゆ後増悪したものであるとも認められないと判断した審査官の結論は妥当であると判断する。

3 以上のとおり、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治ゆし、その後の再発も認められないことから、治ゆ後の療養給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であってこれを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。